

平成30年度 普通教室用増設無線LANアクセスポイント借上 仕様書

1	リース物件名	平成30年度 普通教室用増設無線LANアクセスポイント借上
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙「リース物件内訳書」のとおり
3	設置場所	横須賀市立小学校、中学校、ろう学校、養護学校 及び 教育研究所
4	リース期間	平成31年3月1日から平成36年2月29日までの60ヶ月とする。
5	保守契約	リース物件内訳書No.1は購入金額に含む。リース物件内訳書No.2～4は保守無し。
6	リース物件 設置・撤去費用	賃貸人はリース物件を納入場所へ搬入すること。(設置業務は含まない) 納品する物品の搬入費用は、賃貸人の負担とする。 撤去費用は、所有権の移転に伴い発生しない。
7	動産総合保険	この契約が存続する期間中、賃貸人を契約者とする動産総合保険契約を損害保険会社と締結すること。
8	リース物件の 固定資産税	固定資産税は非課税のためリース料に算入しないこと。
9	リース期間 満了後の措置	賃借人の所有権に帰属
10	契約方法	長期継続契約によるリース契約 (初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
11	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
12	入札金額	60ヶ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる1ヶ月分の借上金額を入札金額(消費税抜き)として記入すること。
13	その他事項	<p>①落札者は、納入物品の明細(リース物件内訳書と同一の項目及び規格を記載すること)を、速やかに本市へ提出し、仕様書どおりであることの承認を得た上で納品すること。</p> <p>②落札者は、リース物件内訳書のリース物件名ごとに1台当りの月額リース料を書面で本市へ提出すること。</p> <p>③機器、ソフトウェア、ライセンスは、全て新品を納品することとし、複数納品する場合はそれぞれ同一メーカー同一型番のものとする。また、機器に使用しているファームウェアは最新のものであること。</p> <p>④納品日時は基本的にリース開始日前日までの平日9時から17時とする。詳細については別途協議して決定する。</p> <p>⑤納入(搬入)場所は横須賀市が別途契約する「普通教室用増設無線LANアクセスポイント設置・設定委託」の受託事業者の保管場所とする。(神奈川県内1か所: 契約後別途指示する)</p> <p>⑥契約後2週間以内に各個体のシリアル番号、MACアドレスの一覧表を紙及び電子媒体(Excelファイル)で提出すること。また、一覧表に基づいたシリアル番号の確認を、未開梱の状態でも明瞭にできる状態で納品すること。</p> <p>⑦契約締結以後、モデルチェンジ等の理由によりリース物件内訳書の物品が納入できない場合は、本市と協議の上、同等性能以上の物品を納入すること。ただしその場合、メーカーはリース物件内訳書で指定するメーカーのものとする。</p> <p>⑧この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</p>
14	連絡先	横須賀市 教育委員会教育総務部 教育政策課(教育情報システム室) 小島 046-834-9308(直通)

リース物件内訳書

(税抜き)

No.	リース物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	数 量	月額リース料(円) ※
1	アライドテレシス社製 無線LANアクセスポイント AT-TQm5403-T5 アカデミック	3910RT5	台	26	
2	ACアダプター AT-MWS0091	3665R	個	26	
3	壁設置用アクセサリ マグネットシートM	0723R	個	26	
4	アライドテレシス社製 無線LANアクセスポイント AT-TQ2403(RoHS)	0442R	台	16	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

※月額リース料欄は、契約者が記入する。